

67	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保無保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の主な制度融資メニューの充実等 (令和元年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革支援」 東京都の事業を活用し、働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる融資メニューを創設し、信用保証料の1/2を補助（テレワークに取り組む場合は2/3を補助） ・「小口短期」 運転資金に対応した、融資期間1年以内の一括返済が可能で、1年毎の更新により、返済せずに継続利用できる融資メニューを創設 ・「事業承継」 M&Aにより事業承継に取り組む中小企業に対し、融資限度額2,500万円、融資期間3年以内の一括返済が可能な特例メニューを創設 ・「設備投資・企業立地促進」 設備投資の融資期間の上限を最長の15年に拡大し、設備資金に付随する運転資金も新たに対象となるよう拡充 ・「経営支援」 東京信用保証協会が開催し、取引金融機関が一堂に会する「経営サポート会議」を経て、中小企業が改善計画を策定した場合の融資期間の上限を、最長の15年となるよう拡充 (令和2年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「イノベーション創出支援」「成長産業育成支援」「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」「ゼロエミッション支援」「BCP・サイバーセキュリティ対策支援」の新設： 東京都の事業を活用し、新たな事業活動や社会課題解決に資する取組を行う事業者等の資金調達に利用できる融資メニューを新設し、信用保証料の1/2（全事業者または小規模企業者）を補助 ・「事業承継」に「事業承継経営者保証不要型」を追加： 新たな全国統一保証制度「事業承継特別保証」を都制度として導入し、全事業者1/2または保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方の信用保証料を補助 ・「働き方改革支援」に「女性活躍推進特例」を追加： 「働き方改革支援」の融資対象で、女性の活躍推進に関する取組を併せて行っている事業者に対する特例を新設、全事業者2/3の信用保証料補助に加えて0.4%の融資利率を優遇 ・「補助金・助成金つなぎ」の一部拡充： 補助金・助成金の対象に、東京都中小企業振興公社が実施する事業から東京都産業労働局所管の事業に拡充、融資条件も一部拡充 ・「経営強化」の一部拡充： 中小企業等経営強化法の認定を受けている事業者を「強化認定」の融資対象とし、小規模企業者1/2の信用保証料を補助 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス対策」の融資メニューの新設・一部拡充等（「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」「新型コロナウイルス感染症対応緊急借換」「経営支援融資（危機対応型）」、以下令和2年5月新設「感染症対応融資（全国制度）」）
これまで の経過	<p>新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業者等の事業活動や経営安定化を促進するため、長期かつ低利の融資を実施。</p> <p>令和2年5月には、全国一律で実施する利子補給制度「感染症対応融資（全国制度）」の新設に併せて従前の3メニューを改定し、計4メニュー合計で融資実行額1億円まで3年間実質無利子化（4メニューとも信用保証料全額補助）（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の新設 感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業者等の事業活動や経営安定化を支援するため、金融機関が事業者の経営改善を伴走支援する低利の融資を実施。令和3年6月からは、感染症の影響の長期化に伴い、同年12月末までの時限で同メニューの信用保証料補助を最大で融資額8千万円まで全額補助となるよう拡充。同年12月に令和4年3月末まで期間延長。 ・「DX・イノベ・産業育成支援融資」の新設 都内中小企業者等のデジタルトランスフォーメーションの推進やイノベーション創出、成長が期待される産業分野への取組を後押しするメニューを創設 ・「経営安定融資（改善サポート）」の拡充 国の全国統一保証制度の拡充を受け、認定支援機関による支援を受けて経営改善に取り組む事業者の資金繰りを支援。 ・（令和3年6月新設）「事業転換・業態転換等支援融資」の新設 感染症の影響を受けながらも、DX活用等により事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む中小企業等の資金繰りを支援するため、低利の融資を創設。融資額最大8千万円までの信用保証料を全額補助。 ・「経営安定融資（経営一般）」の拡充 令和3年12月に原油価格高騰の影響を受ける事業者を対象に信用保証料補助を拡充（小規模企業者2/3補助、左記以外1/2補助）。令和4年3月には、ウクライナ情勢の変化に影響を受けた中小企業者等の支援に対する緊急対策として、知事指定により「ウクライナ情勢対応緊急融資」を創設するとともに、当該メニューについては信用保証料補助をさらに拡充（小規模企業者3/4補助、左記以外2/3補助）。
現在の 進行 状況	<p>令和4年度については、感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰り安定を後押しし、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、制度を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別借換（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等）」の新設 実質無利子の都の感染症融資等（令和元年度、2年度の制度「危機対応融資」「感染症対応」「感染症借換」）を利用した事業者の当座の返済負担軽減のため、借換メニューを新設、信用保証料を全事業者8千万円まで全額補助、8千万円超は3/4補助 ・「政策課題対応資金（脱炭素・SDGs・DX・テレワーク等）」の創設 DX推進・イノベーション創出・テレワーク活用等に加え、脱炭素・SDGs関連の取組を追加。 ・「事業承継融資」の拡充 円滑な事業承継を支援するため、全メニューの信用保証料補助を原則2/3に拡充。

<p>今後の見通し</p>	<p>中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも、中小企業者にとって分かりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の変化、円安など複合的な要因により、依然厳しい状況が続く中小企業者の資金繰り支援の継続に努めていく。</p>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>産業労働局 金融部 金融課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5320-4877</p>